

返戻金制度について

◆返戻金に関する事項

当社の紹介により採用決定者(求職者)が入社後、一身上の都合又は自己の責めに帰すべき事由により退職に至った場合、受領した紹介手数料の一部を、下記の期間及び割合に定める金額を求人者へ返還致します。

- (1)入社後 1 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 50%
- (2)入社後 3 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 30%

但し、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。